

第6章 自立と協働のまち

- 第1節 コミュニティ活動の推進
- 第2節 協働のまちづくり
- 第3節 行政サービスの推進
- 第4節 スリムな行政組織へ



芦野地区地域づくり委員会(館山城址整備事業)



整備された館山城址

1 地域コミュニティの発展

《目指すべき方向》

＝計画目標＝

- 地域活動を積極的に支援し、自主的なコミュニティ活動による相互の協力関係を構築します。
- 地域のコミュニティ関連施設の整備充実を図ります。

＝施策の内容＝

地域コミュニティの発展

(1) コミュニティ活動の促進

(2) コミュニティ関連施設の整備

(3) 地域コミュニティの融和

《計画の背景》

- 自らの地域社会は自らの手で育て築きあげていこうとするコミュニティ活動が、各自治会、自治公民館で推進されています。
- コミュニティ活動の促進のために、多くの地域リーダーの育成が望まれています。
- 近年、豊かな自然に恵まれた本町に定住人口の増加がみられますが、新しいライフスタイルと本町に息づく風土を相互理解し、従来からの居住者との交流を深めていく必要があります。
- 活動拠点となる公民館等の施設の整備促進を図る必要があります。

《目標実現に向けて》

(1) コミュニティ活動の促進

- 自治会活動、公民館活動、青少年の健全育成に関する活動を支援し、活力ある地域づくりを推進します。
- 生涯学習講座や福祉活動を通じて地域リーダーを養成します。

(2) コミュニティ関連施設の整備

- 活動の拠点施設である自治公民館等の整備充実を図ります。

(3) 地域コミュニティの融和

- 地域住民の交流機会を充実し、活発なコミュニケーションづくりによる相互理解と協力関係の構築に努めます。

第2節 協働のまちづくり

1 みんなでつくる那須

《目指すべき方向》

=計画目標=

- 町民と行政が協働し、町民が主体となったまちづくりを推進します。
- 町内18地区の地域づくり委員会の発展を図ります。
- 町民参加による協働のまちづくりに向けて、広報紙の発行や地区懇談会等を通して町民の意見を行政に反映させるとともに、インターネットを活用したサービスを加え、より充実した情報の共有化を図ります。

=施策の内容=

みんなでつくる那須

(1) 地域づくり活動の推進

(2) 広報・広聴活動の推進

(3) 情報の公開

《計画の背景》

- 近年の社会情勢の変化により、行政に対するニーズの多様化や高度化が進み、行政単独では解決できない課題も多くなってきています。一方でNPOや、地域づくり委員会など「新たな公」を目指した活動も成長しつつあります。
- 「町民がずっと住み続けたい町」を目指すためには、行政と町民が情報の共有化を図り、パートナーシップを築いていくことが重要な要素となっており、情報提供の充実や町民参加型の行政運営が必要となっています。

《目標実現に向けて》

(1) 地域づくり活動の推進

- 地域づくり委員会が各地域において活発な活動を展開することにより、町民の意向や地域の創意を行政が受け止め、個性と魅力あふれる協働の地域づくり・まちづくりを目指します。
- NPOなどの団体と連携し、協働によるまちづくりを推進します。

(2) 広報・広聴活動の推進

- 町政に関する情報について、広報紙・ホームページ等を通じ、タイムリーな情報提供に努めます。

- 広報モニター制度の充実や、町政懇談会等の開催により多様な課題を把握するとともに、町の将来についての意見等をまちづくりに反映させます。
- 関係機関との連携を強化し、各種行政相談業務の充実を図ります。
- 町の施策立案に際し第三者機関の設置を目指すとともに、パブリックコメントの制度設計を行い、町民参加のまちづくりを推進します。

(3) 情報の公開

- 那須町情報公開条例に基づき町の保有する情報の公開を行い、行政への理解と信頼を深め、公正で開かれた町政の実現を図ります。

《数値目標》

〈指標名:地域づくり事業の推進〉

区 分	基準年度(平成21年度)	目標年次(平成27年度)
地域づくり事業実施率 (%)	16	100



地域づくり委員会の活動（大沢地区）

第3節

行政サービスの推進

1 町民満足度の向上

《目指すべき方向》

＝計画目標＝

- 那須町人材育成基本方針に基づく施策展開を行います。
- 職場研修及び職場外研修を通じ、職員の能力向上を図ります。
- 人事評価制度を導入し、適切な人事管理を行います。

＝施策の内容＝

町民満足度の向上

(1) 人材の育成・能力開発

(2) 行政サービスの向上

《計画の背景》

- 社会情勢の変化に起因して住民ニーズが多様化しています。また、国県からの権限移譲による事務等により、年々事務量が増加する傾向にあります。
- 従来の受身型の事務から創意型へと地方の行政事務は変化しています。このため、職員一人ひとりの企画立案能力の向上を図ることが必要となっています。
- 日本の伝統である年功序列型の昇進体系は、近年は能力主義へと大きく変化しており、公務においても人事評価制度の試行が開始されています。

《目標実現に向けて》

(1) 人材の育成・能力開発

- 人材育成基本方針に基づく職員の育成や、職場内における教育を推進し、意識改革に努めます。
- 各種研修参加機会を拡充するとともに、自己啓発による研修・スキルアップを支援します。
- 職員の企画立案能力の向上と事務効率を意識した業務を行います。
- 人事評価制度を導入し、適切な人事管理を行います。

(2) 行政サービスの向上

- 民間企業での短期研修や、町民の立場に立った思考を育み、ホスピタリティのある行政サービスに努めます。
- 情報通信基盤を活用した行政サービスについて、本町に適した手法を検討します。

第4節 スリムな行政組織へ

1 自立した行財政の確立

《目指すべき方向》

＝計画目標＝

- 将来の世代への課題や財政的負担を先送りすることなく、「緑と活気にあふれ心ふれあうまちづくり」を実現するための健全な行財政運営を確立します。

＝施策の内容＝

自立した行財政の確立

(1) 那須町行財政改革アクションプランの推進

《計画の背景》

- 少子高齢化に対応した保険・医療・福祉などの社会保障サービスや、学校耐震化をはじめとする安全・安心のための取り組みに加え、将来を見据えた先進的な施策に積極的に取り組むことが求められています。
- 施策を進めるための財源は、少子高齢化の影響や景気要因による町税収入等の減少や、地方財政制度の見直し、さらには、加速される地方分権の進展などの要因を考慮すると、より一層の自立した行財政運営体制を構築する必要があります。
- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の本格施行による財政状況の監視機能や、新地方公会計制度による資産、債務改革が法律化されるなど、地方公共団体の財政運営においても大きな転換期となっています。

《目標実現に向けて》

(1) 那須町行財政改革アクションプランの推進

ア. 組織の改革

- 各事務事業の内容・事務処理等を分析し、組織・業務のスリム化・効率化を図ります。
- すべての公の施設について指定管理者の導入や民間委託を検討します。さらに、効率的に行政目的の達成を図ることができる事務事業については民間委託を推進するとともに、新たな事業手法を検討します。

イ. 財政運営の改革

- 新公会計制度の導入を契機として、予算・支出重視から決算・成果を重視する財政運営への転換を進めます。
- 町税収納体制の強化による収納率の向上に努めるとともに、町有財産の処分と有効活用を進め、歳入の確保に努めます。また、受益者が特定される事業・サービスの対価について、

受益者の負担とすべき範囲を明確にし、受益と負担の適正化を図ります。

- 財政硬直化の要因のひとつとなっている人件費について、職員数の削減や給与の見直し等により歳出を抑制するとともに、公債費や物件費などの経常経費の削減を図ります。
- 水道及び下水道事業の経営健全化計画に基づき、民間的経営手法や中期経営計画の策定、事務事業の見直しなどを行い、より一層の経営の健全化を推進します。

ウ. 行政評価の推進

- 行政評価を充実させ、事務事業の見直しと改善を行い、効率的かつ効果的な行政運営を進めます。さらに、施策評価を導入することにより事務事業の選択と集中を推進します。また、補助金及び負担金については、その必要性を十分に検証し見直しを行います。

《数値目標》

〈指標名:町税推計〉

区 分	基準年次(平成21年)	基準年次(平成27年)
個人町民税 (千円)	1,014,700	988,000
法人町民税 (千円)	275,300	270,000
固定資産税 (千円)	3,232,800	3,408,000
軽自動車税 (千円)	55,500	66,000
町たばこ税 (千円)	170,015	131,000
入湯税 (千円)	196,279	212,000
合 計	4,944,594	5,075,000

〈指標名:行財政改革計画〉

区 分	基準年次(平成21年度)	基準年次(平成27年度)
行財政改革アクションプランの 目標達成率	0%	100%

(平成22年度策定)

2 町有財産の適正管理

《目指すべき方向》

＝計画目標＝

- 町内の普通財産について、総合的な見地から活用を推進します。
- 町有林の育成と適正管理に努めます。

＝施策の内容＝

町有財産の適正管理

(1) 普通財産の有効利用

(2) 基本財産の適正管理

《計画の背景》

- 基本財産である町有林は、町直営林335ha、分収林43haの合計378haを有し、町総面積の1パーセントを占めています。
- 町直営林は、スギ・ヒノキ等人工林が大半を占め、このうち96パーセントが樹齢30年を超過し、基本財産形成期となっており、今後大径木生産・雑木の植栽等経営形態を見直す必要があると同時に、地球温暖化防止、二酸化炭素の吸収等森林の持つ多面的な機能を発揮する森林として、適正な育成管理を実施する必要があります。
- 分収林については、積極的にスギ・ヒノキ等の人工林の造成を行ってきましたが、近年の材価の低迷や、森林施業従事者の高齢化等の問題が生じており、関係者との十分な協議が必要になっています。
- 町有林以外の基本財産として普通財産の土地のうち、遊休地については有効利用を図る必要があります。

《目標実現に向けて》

(1) 普通財産の有効利用

- 普通財産のうち遊休化している土地について、有効活用を図ります。

(2) 基本財産の適正管理

- 那須町森林整備計画等に基づき適期に除伐、間伐等の管理を推進します。
- 大径木生産を目標に、基本財産の管理を推進します。
- 保育周期の短縮による生産性の向上を推進します。
- 森林の保護及び自然環境の保全を推進します。
- 分収林については、適期に除伐・間伐等を実施し、適正な管理を行うよう関係者への指導を行います。

3 広域行政の推進

《目指すべき方向》

=計画目標=

- ごみ処理等の広域的な事務処理を行うにあたり、市町間の連携調整に努め、町民生活の利便性向上を図ります。

=施策の内容=

広域行政の推進

(1) 広域行政の推進

《計画の背景》

- 広域事務組合は、那須地域の2市1町（大田原市・那須塩原市・那須町）により構成され、ごみ処理、し尿処理や保健衛生事業のほか、管内の職員研修を行っています。また、那須塩原市との一部事務組合では、消防、火葬場、卸売市場の運営を行っています。
- 地方自治体の厳しい財政状況のもと、各自治体で共通し、あるいは重複するような経費については、広域行政による効率化が必要です。

《目標実現に向けて》

(1) 広域行政の推進

- 住民サービスの向上を図るため、広域的に処理すべき生活環境関連事業を推進します。

- ア ごみ処理事業
- イ し尿処理事業
- ウ 最終処分場管理事業
- エ と畜場事業
- オ 救急医療体制の整備

- 一部事務組合の効率的運営に努めます。

- ア 消防
- イ 火葬場
- ウ 卸売市場